

生涯学習支援事業実施基準

平成31年3月19日 教育部長決裁

令和3年3月16日 改正

1 趣旨

地域、学校、各種団体等が取り組んでいる（取り組もうとしている）生涯学習活動の支援及び地域づくり・人づくりに係る講演会、講座等の開催を通して活力ある生涯学習の推進を図る。

2 対象団体（グループ）

対象とする団体は、次に掲げるものをいう。ただし、政治、宗教及び営利を主たる目的とする団体は除く。

- (1) 学校（親子及び地域を対象に事業を行う場合）
- (2) 各町内会を活動拠点とする団体及びグループ
- (3) 地域活動の支援及び地域づくり・人づくりに取り組もうとしている団体等
- (4) 市内の家庭教育・青少年育成団体等

3 支援内容

支援する内容は、前項に規定する対象団体が、次に掲げる事業を実施した場合において、当該事業の講師に対し、講師謝礼を負担するものとする。ただし、対象とする事業は、市民を対象とした市内で実施するものに限る。

- (1) 自然体験、社会奉仕体験、環境保全、地域文化・歴史学習等の青少年の健全育成に係る事業
- (2) 社会教育課及び地域・学校・各種団体等の企画による地域づくり・人づくりに係る事業

4 講師謝礼基準

講師謝礼の額は、別に富士宮市教育委員会が定める「研修会等の講師謝礼基準」による。ただし、予算の範囲内とする。

5 申請及び決定

事業を実施しようとするもの（以下「申請団体」という。）は、事業の実施予定日の2か月前までに事業計画書（第1号様式）を富士宮市教育委員会社会教育課（以下「社会教育課」という。）に提出する。社会教育課は、事業内容が適当であるかを審査し、その結果を申請団体に通知する。

6 事業実施

前項の規定により事業の実施が適当と認められたときは、申請団体は、実施に係る準備、運営等、事業の全般を実施する。

7 実施完了確認

社会教育課は開催日に事業の実施確認を行い、申請団体は事業完了後14日以内に、社会教育課に事業報告書（第2号様式）を提出する。

8 講師謝礼の支払

社会教育課は、事業完了確認後、翌々月までに講師に謝礼を支払う。